

NPO法人総合型地域スポーツクラブ わっしょいUSAクラブ

設立総会



日時：平成30年8月24日（金）19：30～

場所：わっしょいUSAクラブ クラブハウス

NPO 法人総合型地域スポーツクラブ わっしょいUSAクラブ 設立総会

式 次 第

1. 開会のことば
2. 設立準備委員会代表あいさつ
3. 議長選出
4. 議事録署名人の選任
5. 議事
 - ①第1号議案 設立に関する件
設立趣旨書・設立に至るまでの経緯について
 - ②第2号議案
特定非営利活動促進法第2条第2項2号及び第12条第1項第3号に該当する団体
であることの確認に関する件
 - ③第3号議案
定款に関する件
 - ④第4号議案
設立初年度（～平成32年3月31日）及び設立翌年度（平成32年4月1日～平
成33年3月31日）の事業計画及び活動予算書に関する件
 - ⑤第5号議案
役員及び報酬に関する件
 - ⑥第6号議案
設立代表者選任と権限委任に関する件
6. 議長解任
7. 閉会のことば

設立趣旨書

1 趣旨

皆さん 今、周囲で起こっていることをどう思いますか・・・

遊具のある公園のベンチで、子どもがゲーム機で遊んでいるのを目にすることがある。遊ぶスペースがあるのに青空のもと屋内用のゲーム機に夢中になっている。

現代の子ども達は、遊ぶ空間・時間・仲間がない「三間不足」といわれている。しかし三間があっても遊べない子どももいる。体を動かして遊ぶこと、その楽しさが分からないのかもしれない。

いじめや不登校の問題、遊び場の減少、仲間作りができないなどの社会性の不足、元気に遊ぶ子とそうでない子の二極化傾向、青少年期における生活習慣病の増加など、子どもたちを取り巻く諸問題が深刻化を増している。

更には、増加する高齢者の心身の健康問題等々・・・

子ども達や地域の人々が笑顔でいられる街とはどんな街だろう。

このような中、私達に何ができるでしょうか。

スポーツには体だけではなく、心を育てるチカラがあります。

私達「総合型地域スポーツクラブわっしょいUSAクラブ」はスポーツを通じて、地域の皆様と協力しながら地域一体となって、心身ともにたくましい子ども達の育成、そして、今後どこに行っても、子どもたちが、この地域で育った事を誇りにできるような街づくりを目指し、更には、私達も子ども達や高齢者の方々と交流することで、多くのことを学び、共に成長していきたい。子ども達が笑顔でいられる街は、大人の私達にとっても生きがいのある魅力的な街に違いない。

私達「総合型地域スポーツクラブわっしょいUSAクラブ」は、平成26年3月に任意団体を立ち上げ未来を担う子ども達のために、スポーツを通じてこの地域で生活する全ての人のために、人と人との出会いを大切に活動してきました。

このような趣旨で活動するにあたり、社会的信用度や企業、行政との契約終結などの面において任意団体での限界を感じ、事業の遂行上、NPO法人が最適と考え、設立に至りました。

今後も、住民の誰もが気軽にスポーツや文化活動に楽しく参加できる環境をつくとともに、青少年の健全育成や、地域住民の親睦を図り、住みよい地域づくりに寄与することを目的とし活動していきたいと思っております。

2 申請に至るまでの経過

- H25.1 任意団体「総合型地域スポーツクラブわっしょい USA クラブ」 設立準備に係る
打合わせ会
- H25.4 設立準備委員会結成
以後、月 1 回の会議をもつ
- H25.11 プレイベント「スーパーキッズ講座」開催
- H26.2 プレイベント「託児付き ママ講座」開催
- H26.3.30 任意団体「総合型地域スポーツクラブわっしょい USA クラブ」設立総会
- H26.3 任意団体「総合型地域スポーツクラブわっしょい USA クラブ」設立
- H27.4 法人化を見据えて活動を開始
- H29.4 NPO 法人総合型地域スポーツクラブわっしょい USA クラブ
設立準備会結成
- H29.7.15 第 1 回設立準備会開催
- H29.11.18 第 2 回設立準備会開催
- H30.3.19 第 3 回設立準備会開催
- H30.7.21 第 4 回設立準備会開催

平成 30 年 8 月 24 日

NPO 法人総合型地域スポーツクラブわっしょい USA クラブ
設立準備会代表

大分県宇佐市上田 1052 番地

西 原 清

特定非営利活動促進法第2条第2項2号及び第12条第1項第3号に該当する団体
であることの確認に関する件

特定非営利活動促進法第2条第2項2号の要件

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
- ハ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

特定非営利活動促進法第12条第1項第3号の要件

- 暴力団でないこと
- 暴力団の統制下にある団体でないこと
- 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと
- 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと

確 認 書

NPO法人総合型地域スポーツクラブわっしょいUSAクラブは、上記に記載する特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当する団体です。

年 月 日

NPO法人総合型地域スポーツクラブわっしょいUSAクラブ

設立代表者 住所

氏名

NPO 法人総合型地域スポーツクラブ わっしょい USA クラブ 定款 (案)

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、NPO 法人総合型地域スポーツクラブ わっしょい USA クラブ (以下「法人」という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大分県宇佐市大字高森字鴨目 1 3 8 2 番地に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、住民の誰もが気軽にスポーツや文化活動に楽しく参加できる環境をつくるとともに、青少年の健全育成や、地域住民の親睦を図り、住みよい地域づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① スポーツ・文化活動に関する事業
 - ② 他の機関、団体などと連携した事業
 - ③ その他本法人の目的達成のために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 物品販売事業

2 前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることができない

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する

(顧問)

第 20 条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は理事会の諮問に応じて本法人業務に関して助言を行う。
- 4 顧問の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費及び入会金の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他ク法人の重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を事前に記した書面又は電磁的方法で少なくとも会日の前日までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事の中から選出する。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項等とする
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、理事長の決するところによ

る。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び、会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び その他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び その他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 2 分の 1 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 2 分の 1 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、貸借対照表の公告については、当法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

（細則）

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
 - 理事長
 - 副理事長
 - 副理事長

理事
同
同
同
同
同
同
同
同
同
監事

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、法人成立の日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 0 円
正会員会費 6,000 円
 - (2) 賛助会員入会金 0 円
賛助会員会費 1 口 1,000 円 (個人)
1 口 10,000 円 (団体)

事業計画及び活動予算書

事業計画書(案)

1 事業実施の方針

スポーツを核としたコミュニティ組織として、事業展開を行っていきます。特に、現在スポーツをしていない人をターゲットにした教室・サークルの開催や、まだ競技を決めかねている子どもたちの基礎的な体作り、将来への方向性・実現性を導きます。

また、スポーツ活動の場となるだけではなく文化的な活動も計画し、地域住民の活発な交流を生み出すコミュニケーションの場の提供もしてきます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 設立初年度(法人成立の日から 平成32年 3月31日まで)

① 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:円)
スポーツ・ 文化活動に 関する事業	スーパーキッズ講座	(A)土曜 (B)クラブハウス (C)1人	(D)利用会員 (E)12人	11,201,300
	キッズサッカー	(A)土曜 (B)和間小学校 (C)4人	(D)利用会員 (E)30人	
	キッズチア	(A)土曜 (B)八幡小学校 (C)2人	(D)利用会員 (E)61人	
	キッズ野球	(A)土曜 (B)和間小学校 (C)1人	(D)利用会員 (E)5人	
	キッズバスケ	(A)土曜 (B)和間小学校 (C)2人	(D)利用会員 (E)16人	
	キッズフラ	(A)土曜 (B)クラブハウス (C)1人	(D)利用会員 (E)7人	
	キッズテニス	(A)土曜 (B)三和酒類スポ	(D)利用会員 (E)5人	

		ーツセンター (C) 1人	
サッカー塾		(A) 土曜 (B) 和間小学校 他 (C) 2人	(D) 申込者 (E) 16人
U15 サッカースクール		(A) 土曜 (B) 和間小学校 他 (C) 2人	(D) 利用会員 (E) 5人
中学バスケット		(A) 水曜 (B) スポーツカレッジ (C) 1人	(D) 利用会員 (E) 6人
託児付きベリー		(A) 木曜 (B) クラブハウス (C) 1人	(D) 利用会員 (E) 4人
託児付きヨガ		(A) 火曜 (B) クラブハウス (C) 1人	(D) 利用会員 (E) 6人
託児付きフラ		(A) 水曜 (B) クラブハウス (C) 1人	(D) 利用会員 (E) 5人
顔ヨガ&美ヨガ		(A) 月曜 (B) クラブハウス (C) 1人	(D) 利用会員 (E) 6人
夜ベリー		(A) 土曜 (B) クラブハウス (C) 1人	(D) 利用会員 (E) 6人
夜ヨガ (火曜)		(A) 火曜 (B) クラブハウス (C) 1人	(D) 利用会員 (E) 8人
夜ヨガ (水曜)		(A) 水曜 (B) クラブハウス (C) 1人	(D) 利用会員 (E) 7人
夜フラ		(A) 木曜 (B) クラブハウス (C) 1人	(D) 利用会員 (E) 8人
夜ズンバ		(A) 木曜 (B) クラブハウス	(D) 利用会員 (E) 9人

		(C) 1人		
	夜ピラティス	(A) 月曜 (B) クラブハウス (C) 1人	(D) 利用会員 (E) 7人	
	骨盤体幹姿勢講コンディショニング講座	(A) 未定 (B) クラブハウス (C) 1人	(D) 申込者 (E) 15人	
	スーパーキッズFestival	(A) 11/23 (B) 三和酒類スポーツセンター (C) 30人	(D) 申込者 (E) 100人	
	指導者養成講習会	(A) 未定 (B) クラブハウス (C) 2人	(D) 申込者 (E) 20人	
	女性のためのキラキラLesson	(A) 未定 (B) クラブハウス 他 (C) 3人	(D) 申込者 (E) 30人	
	(夏休み工作教室) 夏休みの工作教室を実施	(A) 未定 (B) クラブハウス (C) 2人	(D) 申込者 (E) 30人	
	ダンスの教室生徒主催の発表会・交流会	(A) 年度末 (B) クラブハウス (C) 5人	(D) 利用会員 と申込者 (E) 50人	
	水泳教室受付業務	(A) 7月上旬 (B) クラブハウス (C) 1人	(D) 申込者 (E) 45人	
他の機関、団体などと連携した事業	スポーツカレッジ学生受け入れ事業	(A) 土曜 日曜日 (B) クラブハウス 他 (C) 1人	(D) 利用会員 と申込者 (E) 150人	0
その他、クラブの目的達成のために必要な事業	未定	(A) 未定 (B) 未定 (C) 未定	(D) 未定 (E) 未定	0

② その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：円)
物品、農林水産物の 生産・加工・販売事業	本年度の実施なし		0

(2) 設立翌年度（平成32年 3月31日から 平成33年 3月31日まで）

① 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：円)
スポーツ・ 文化活動に 関する事業	スーパーキッズ講座	(A)土曜 (B)クラブハウス (C)1人	(D)利用会員 (E)15人	10,902,300
	キッズサッカー	(A)土曜 (B)和間小学校 (C)4人	(D)利用会員 (E)30人	
	キッズチア	(A)土曜 (B)八幡小学校 (C)2人	(D)利用会員 (E)61人	
	キッズ野球	(A)土曜 (B)和間小学校 (C)1人	(D)利用会員 (E)10人	
	キッズバスケ	(A)土曜 (B)和間小学校 (C)2人	(D)利用会員 (E)20人	
	キッズフラ	(A)土曜 (B)クラブハウス (C)1人	(D)利用会員 (E)10人	
	キッズテニス	(A)土曜 (B)三和酒類スポーツセンター (C)1人	(D)利用会員 (E)10人	

サッカー塾	(A) 土曜 (B) 和間小学校 他 (C) 2人	(D) 申込者 (E) 16人
U15 サッカースクール	(A) 土曜 (B) 和間小学校 他 (C) 2人	(D) 利用会員 (E) 5人
中学バスケ	(A) 水曜 (B) スポーツカレッジ (C) 1人	(D) 利用会員 (E) 6人
託児付きベリー	(A) 木曜 (B) クラブハウス (C) 1人	(D) 利用会員 (E) 10人
託児付きヨガ	(A) 火曜 (B) クラブハウス (C) 1人	(D) 利用会員 (E) 10人
託児付きフラ	(A) 水曜 (B) クラブハウス (C) 1人	(D) 利用会員 (E) 10人
顔ヨガ&美ヨガ	(A) 月曜 (B) クラブハウス (C) 1人	(D) 利用会員 (E) 10人
夜ベリー	(A) 土曜 (B) クラブハウス (C) 1人	(D) 利用会員 (E) 7人
夜ヨガ (火曜)	(A) 火曜 (B) クラブハウス (C) 1人	(D) 利用会員 (E) 8人
夜ヨガ (水曜)	(A) 水曜 (B) クラブハウス (C) 1人	(D) 利用会員 (E) 7人
夜フラ	(A) 木曜 (B) クラブハウス (C) 1人	(D) 利用会員 (E) 8人
夜ズンバ	(A) 木曜 (B) クラブハウス (C) 1人	(D) 利用会員 (E) 9人

	夜ピラティス	(A)月曜 (B) クラブハウス (C) 1人	(D) 利用会員 (E) 7人	
	骨盤体幹姿勢講コンディショニング講座	(A)未定 (B) クラブハウス (C) 1人	(D) 申込者 (E) 15人	
	スーパーキッズFestival	(A)11/23 (B) 三和酒類スポーツセンター (C) 30人	(D) 申込者 (E) 100人	
	指導者養成講習会	(A)未定 (B) クラブハウス (C) 2人	(D) 申込者 (E) 20人	
	女性のためのキラキラLesson	(A)未定 (B) クラブハウス 他 (C) 3人	(D) 申込者 (E) 30人	
	(夏休み工作教室) 夏休みの工作教室を実施	(A)未定 (B) クラブハウス (C) 2人	(D) 申込者 (E) 30人	
	ダンスの教室生徒主催の発表会・交流会	(A) 年度末 (B) クラブハウス (C) 5人	(D) 利用会員 と申込者 (E) 50人	
	水泳教室受付業務	(A)7月上旬 (B) クラブハウス (C) 1人	(D) 申込者 (E) 45人	
他の機関、団体などと連携した事業	スポーツカレッジ学生受け入れ事業	(A)土曜 日曜日 (B) クラブハウス 他 (C) 1人	(D) 利用会員 と申込者 (E) 150人	0
その他、クラブの目的達成のために必要な事業	未定	(A)未定 (B) 未定 (C) 未定	(D) 未定 (E) 未定	0

② その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：円)
物品、農林水産物の 生産・加工・販売事業	本年度の実施なし		0

活動予算書

設立当初の事業年度 活動予算書			
法人成立の日から 平成32年 3月 31日まで			
			NPO法人 総合型地域スポーツクラブ わっしょいUSAクラブ (単位：円)
科目		金額	
I	経常収益		
1	受取会費		
	正会員受取会費	72,000	
	賛助会員受取会費	0	
		0	72,000
2	受取寄附金		
	受取寄附金	4,372,500	
	施設等受入評価益	0	
		0	4,372,500
3	受取助成金等		
	受取民間助成金	2,380,000	
		0	2,380,000
4	事業収益		
	スポーツ・文化活動に関する事業収益	6,438,000	
	他の機関・団体などと連携した事業収益	35,000	
	スポーツ安全保険	316,000	
			6,789,000
5	その他収益		
	受取利息		
	雑収益	0	
		0	0
	経常収益計		13,613,500

II	経常費用			
1	事業費			
(1)	人件費			
	給料手当	2,786,400		
	諸謝金（講師 補助員 事務補助）	5,011,800		
	諸謝金（託児スタッフ）	52,000		
	人件費計	7,850,200		
(2)	その他経費			
	保険料	425,000		
	会議出席謝礼	129,600		
	印刷製本費	378,000		
	旅費交通費	153,000		
	食糧費	61,200		
	通信運搬費	162,000		
	消耗品費	432,000		
	光熱水費	162,000		
	手数料	537,300		
	SCおおいた負担金	5,000		
	備品購入	387,000		
	医薬材料費	21,000		
	会場費	322,000		
	用具レンタル費	60,000		
	委託費（音楽編集）	116,000		
	その他経費計	3,351,100		
	事業費計		11,201,300	
2	管理費			
(1)	人件費			
	給料手当	309,600		
	人件費計	309,600		
(2)	その他経費			
	会議出席謝礼	14,400		
	印刷製本費	42,000		
	旅費交通費	17,000		
	食糧費	6,800		
	通信運搬費	18,000		
	消耗品費	48,000		
	光熱水費	18,000		
	手数料	59,700		
	備品購入	43,000		
	その他経費計	266,900		
	管理費計		576,500	
	経常費用計			11,777,800
	当期経常増減額			1,835,700
III	経常外収益			
1	固定資産売却益		0	
	経常外収益計			0
IV	経常外費用			
1	過年度損益修正損		0	
	経常外費用計			0
	当期正味財産増減額			0
	設立時正味財産額			0
	次期繰越正味財産額			1,835,700

設立翌年度の事業年度 活動予算書

平成32年 4月 1日から平成33年 3月 31日まで

NPO法人
総合型地域スポーツクラブ
わっしょいUSAクラブ
(単位：円)

科目		金額	
I	経常収益		
1	受取会費		
	正会員受取会費	72,000	
	賛助会員受取会費	0	
			72,000
2	受取寄附金		
	受取寄附金	212,000	
	施設等受入評価益	0	
			212,000
3	受取助成金等		
	受取民間助成金	3,990,000	
			3,990,000
4	事業収益		
	スポーツ・文化活動に関する事業収益	6,720,200	
	他の機関・団体などと連携した事業収益	80,000	
	スポーツ安全保険	369,000	
			7,169,200
5	その他収益		
	受取利息	300	
	雑収益	0	
			300
	経常収益計		11,443,500

II	経常費用			
	1	事業費		
		(1) 人件費	0	
		給料手当	2,786,400	
		諸謝金（講師 補助員 事務補助）	5,011,800	
		諸謝金（託児スタッフ）	52,000	
		人件費計	7,850,200	
		(2) その他経費		
		保険料	531,000	
		会議出席謝礼	129,600	
		印刷製本費	180,000	
		旅費交通費	153,000	
		食糧費	61,200	
		通信運搬費	162,000	
		消耗品費	432,000	
		光熱水費	162,000	
		手数料	537,300	
		SCおおいた負担金	5,000	
		備品購入	180,000	
		医薬材料費	21,000	
		会場費	322,000	
		用具レンタル費	60,000	
		委託費（音楽編集）	116,000	
		その他経費計	3,052,100	
		事業費計		10,902,300
	2	管理費		
		(1) 人件費		
		給料手当	309,600	
		人件費計	309,600	
		(2) その他経費		
		会議出席謝礼	14,400	
		印刷製本費	20,000	
		旅費交通費	17,000	
		食糧費	6,800	
		通信運搬費	18,000	
		消耗品費	48,000	
		光熱水費	18,000	
		手数料	59,700	
		備品購入	20,000	
		その他経費計	221,900	
		管理費計		531,500
		経常費用計		11,433,800
		当期経常増減額		9,700
III	経常外収益			
	1	固定資産売却益	0	
		経常外収益計		0
IV	経常外費用			
	1	過年度損益修正損	0	
		経常外費用計		0
		当期正味財産増減額		0
		翌年度正味財産額		1,835,700
		次期繰越正味財産額		1,845,400

NPO 法人総合型地域スポーツクラブ

「わっしょい USA クラブ」役員

理事長		報酬無し
副理事長		報酬無し
副理事長		報酬無し
理事		報酬無し
理事		報酬無し
理事		報酬無し
理事		報酬無し
理事		報酬無し
理事		報酬無し
理事		報酬無し
理事		報酬無し
理事		報酬無し
理事		報酬無し
監事		報酬無し

設立代表者とは

NPO 法人を設立するために、法人の定款などの原案を作成する人物のことを「設立代表者」と呼びます。所轄庁への設立認証申請の責任者にもなります。